ショートステイたんぽぽプラザ

重要事項説明書

１　事業者

（１）事業者の名称　　有限会社たんぽぽプラザ

（２）事業者の所在地　　秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢 17-4

（３）代表者氏名　　代表取締役　　渡部　務

（４）電話番号　０１８４－７４－６３５１　ＦＡＸ番号　０１８４－７４－６３５２

２　ご利用施設

（１）施設の名称　　ショートステイたんぽぽプラザ

（２）施設の所在地　　秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢１８－１

（３）管理者氏名　　柳橋　欣弥

（４）介護保険事業所の指定　　短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

番号：０５７０５２４０２５　号

（５）電話番号　０１８４－７４－６３５１　ＦＡＸ番号　０１８４－７４－６３５２

３　事業の目的と運営の方針

（１）　事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（２）　施設運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、要介護者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

「丁寧な仕事、心のこもったサービスの提供」を基本に「人格の尊厳」を大切に、地域づくりに貢献できるように推進していきます。

４　施設の概要

（１）　構造　　木造１階建（準耐火建築)、延べ床面積８７９.５１㎡

利用定員　　短期入所生活介護２４人

通所介護２０人

（２）居室

居室の種類	多床室（４人）	多床室（２人）	従来型個室
居室の数	５	１	２

５　職員体制（主たる職員）

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者		１		
医師			１	
生活相談員	１	１		
介護職員	１１		４	
看護職員	１			３
機能訓練指導員	１			

※栄養士・調理員は委託業務による

６　施設サービスの概要

（１）　介護保険給付サービス

【食事】

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。　　（食事時間）　朝食　７：３０～、昼食　１２：００～、 夕食　１７：３０～

※食堂を原則としているが身体状況に応じて対応します。また、食事時間においても開始時間の相談可能。

【口腔ケア】

・当施設では、毎食後の口腔ケアの実施を推進しています。

【排泄】

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

【入浴】

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

・入浴又は清拭を週２回行います。（入浴時間帯は午後時間帯とする）

【離床、着替え、整容等】
・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
・シーツ交換は、週１回実施します。
【健康管理】
・看護職員が服薬管理・健康管理を行います。
【相談及び援助】
・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても援助を行うよう努めます。（相談窓口　生活相談員）
【社会生活上の便宜の提供】
・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

【送迎】
・利用者の心身の状態や家族等の事情からみて、必要と認められる利用者に対しては、その居宅と当事業所の間で送迎を行います。（送迎の実施区域：由利本荘市）
※入浴・排泄等の介助について
同性介助をご希望の方はお申し出ください。尚、職員の配置状況によっては、ご希望に沿う事が出来ない場合がございます。ご了承ください。
（２）介護保険給付外サービス
・理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。
（３）身体的拘束及び行動制限
・　事業者及び職員は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

7　利用料金

（1） 介護保険対象サービス利用料金

基本料金

要介護度	単位	多床室・従来型個室（1割）	多床室・従来型個室（2割）	多床室・従来型個室（3割）
要支援1	1日	479円	958円	1,437円
要支援2	1日	596円	1,192円	1,788円
要介護1	1日	645円	1,290円	1,935円
要介護2	1日	715円	1,430円	2,145円
要介護3	1日	787円	1,574円	2,361円
要介護4	1日	856円	1,712円	2,568円
要介護5	1日	926円	1,852円	2,778円

加算料金

		(1割)	(2割)	(3割)
送迎加算	片道	184円	368円	552円
看護体制加算Ⅳのイ	1日	23円	46円	69円
夜勤配置加算（Ⅰ）	1日	13円	26円	39円
認知症ケア加算Ⅰ	1日	3円	6円	9円
口腔連携強化加算	月1	50円	100円	150円
機能訓練体制加算	1日	12円	24年	36円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月	1ヶ月の総単位数に１３．６パーセントを乗じた		

※1割、2割負担は、保険者より交付される介護保険負担割合証により決定されます。

（2）居住費及び食費

	従来型個室	多床室
居住費（1日あたり）	1231円	915円

◎食費は一食ごとの請求となります。

朝食円５３０　　昼食５３０円　　夕食５５０円　　おやつ５０円

※所得階層により助成があります。該当者は「介護保険負担限度額認定証を提示して下さい。

負担限度額　　1段階

本人および世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者。

負担限度額　　2段階

		居住費		1日あたり合計		一ヵ月に利用できる日数		一ヵ月（30日超分含まず）	
	3食	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要支援1	600	480	430	1556	1506	10	10	16290	15790
要支援2	600	480	430	1671	1621	17	17	29647	28797
要介護1	600	480	430	1747	1697	24	24	43874	42674
要介護2	600	480	430	1816	1766	26	26	49346	48046
要介護3	600	480	430	1887	1837	30	30	59090	57590
要介護4	600	480	430	1956	1906	30	30	61160	59660
要介護5	600	480	430	2025	1975	30	30	63260	61760

負担限度額　　3段階の①

要支援1	1000	880	430	2356	1906	10	10	24290	19790
要支援2	1000	880	430	2471	2021	17	17	43247	35597
要介護1	1000	880	430	2547	2097	24	24	63074	52274
要介護2	1000	880	430	2616	2166	26	26	70146	58446
要介護3	1000	880	430	2687	2237	30	30	83090	69590
要介護4	1000	880	430	2756	2306	30	30	85160	71660
要介護5	1000	880	430	2825	2375	30	30	87260	73760

負担限度額　　3段階の②

要支援1	1300	880	430	2656	2206	10	10	27490	23590
要支援2	1300	880	430	2771	2321	17	17	47327	40697
要介護1	1300	880	430	2847	2397	24	24	68834	59474
要介護2	1300	880	430	2916	2466	26	26	76386	66246
要介護3	1300	880	430	2987	2537	30	30	90290	78590
要介護4	1300	880	430	3056	2606	30	30	92360	80660
要介護5	1300	880	430	3125	2675	30	30	94460	82760

負担限度額　　4段階

要支援1	1610	1231	915	3127	2811	10	10	33900	30740
要支援2	1610	1231	915	3242	2926	17	17	59584	54212
要介護1	1610	1231	915	3318	3002	24	24	86138	78554
要介護2	1610	1231	915	3387	3071	26	26	95132	86916
要介護3	1610	1231	915	3458	3142	30	30	111920	102440
要介護4	1610	1231	915	3527	3211	30	30	113990	104510
要介護5	1610	1231	915	3596	3280	30	30	116090	106610

（3）日常生活費等

・床屋代：実費　　・家電製品電気代：1 日 50 円　　テレビレンタル代：1 日 50 円

（4）利用料金の支払方法

・利用料金は、1か月ごとに計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支いして下さい。

・指定口座への振り込み、指定口座からの引き落とし、直接現金支払い

８　苦情等申立先

（1）事業者の苦情受付担当者　管理者　柳橋　欣弥

ご利用時間　月曜日から金曜日　８：３０～１７：３０、苦情受付ボックス（玄関に設置）

（2）事業者以外の苦情受付機関

本荘由利広域市町村圏組合

所在地　　秋田県由利本荘市尾崎１７番地

電話番号　０１８２－２４－３３４７

由利本荘市市民福祉課

所在地　　秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟５０番地

電話番号　０１８４－７３－２０１２

秋田県国民健康保険団体連合会

秋田県秋田市山王４－２－３

電話番号　０１８－８６２－６８６４

９　嘱託医師

（1）医療機関の名称　　松ヶ崎診療所

（2）院長名　　嵯峨泰治

（3）所在地　　秋田県由利本荘市神沢字浜辺 111-1

（4）電話番号　　０１８４－２８－２０４０

１０　協力医療機関

（1）医療機関の名称　　風平診療所

（2）院長名　　伊藤久美子

（3）所在地　　秋田県由利本荘市岩城内道川馬道 44-7

（4）電話番号　　０１８４－７３－３３３３

（1）医療機関の名称　　由利組合総合病院
（2）院長名　　菊地顕次
（3）所在地　　秋田県由利本荘市川口字家後 38
（4）電話番号　　０１８４－２７－１２００
（1）医療機関の名称　　蔵小路歯科
（2）院長名　　佐々木圭介
（3）所在地　　秋田県由利本荘市岩城亀田大町蔵小路 11
（4）電話番号　　０１８４－６２－５８５８
・緊急性のある重症患者については、この限りではない。

（虐待防止に関する事項）
１１　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
（2）　虐待の防止のための指針を整備するものとする。
（3）　虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
（4）　前３項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当を置くものとする。

（事業継続計画の策定等）
１２　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対して継続的にサービス提供を実施ための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
（1）　事業者は従業者に対し、事業計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
（2）　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）
１３　事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね６月又は３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（3）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）
第１４条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、書面で交わす。
３　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと
ができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社たんぽぽプラザと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

１５　非常災害時の対策

（1）　非常時の対応：

別途定める「非常時対応マニュアル」にのっとり対応を行います。

設備人称	個数等	設備人称	個所等	設備人称	個数等
スプリンクラー	あり	屋内消火栓	あり	誘導灯	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり		

・事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を職員・地域住民とともに行う。

・カーテン布団等は防炎性能のあるものを使用しております。

（2）防火管理者：　柳橋　欣弥

１６　当施設ご利用の際に留意いただく事項

【来訪・面会】

・面会時間　９：００～２０：００

・来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

・感染症等により、面会を制限する場合があります。

【食事】

・食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は発生しません。

【緊急時の対応・医療機関への受診】

・看護職員が健康管理を行いますが、緊急時等はご家族様の対応にて受診をお願いする場場合があります。

【居室・設備・器具の利用】

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

・故意に、又は注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したり

した場合には、原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

【喫煙・飲酒】

・施設内は禁煙です。

・飲酒はできません。

１７　施設サービス利用中に起こりうる危険について

当施設ではご利用者が快適な生活を送っていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。 なお、施設サービス利用中に起こりうる危険については、自宅での生活においても十分に起こりうるものであると考えます。

Ⅰ. 骨折、外傷、頭蓋内損傷、内出血、皮膚剥離などの受傷 （外傷につながる例） ・歩行時の転倒による受傷。 ・ベッド、車いす、椅子などからの転落による受傷。 高齢者は、骨や血管、皮膚が弱く少しの衝撃であっても重症となってしまうことが ります。また、施設介護において身体拘束は原則的に禁止事項となっており、基本的には身体拘束や行動の制限は行いません。

Ⅱ. 病気の急な悪化や、新たな病気の発症 （病気の急な悪化や、新たな病気の発症の例） ・持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至る可能性。（脳血管系疾患、心疾患、糖尿病など） ・加齢や障害による嚥下能力の低下によって引き起こされる、食事や急な嘔吐による 誤嚥、誤飲、窒息。高齢者は、体力の低下もあり急な病変に対して体が対応しきれず重症化したり、最悪の場合は死に至ることがあります。全身状態が悪化した場合、当施設の判断で救急搬送を行うことがあります。

Ⅲ. 物品の損壊、紛失など ご利用者が日常生活を営まれるために欠かすことのできない、補聴器、眼鏡、また は少額の金銭については、認知力の低下により損壊や紛失される可能性があります。 ご利用者本人が管理される物につきましては、自己責任でお願いします。また、装飾 品や時計などにおいても同様の取り扱いといたします。

Ⅳ. 施設からの離設 認知症などにより危険予測等の判断能力が低下したことが原因で、施設から出てしまわれる（以下、離設とします。）可能性があります。離設防止のため、細心の注意 を払っていきますが捜索中に重大な事故につながることがあります。また、施設から離設されたと判断された場合、警察への通報を行う事があります。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

記

1　使用目的

・介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
・介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
・サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
・利用者の心身の状況などを家族に説明する場合
・介護保険事務に関する情報提供の場合。
・入院、通院時の医療機関への情報提供や、行政関係において必要な場合。

2　使用する機関

契約開始時から、契約終了時まで。

3　条件

・個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に係る契約の締結前から終了後においても、第三者に漏らさない。
・個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

4　肖像権について

・当施設の、ホームページ、パンフレット、社内研修、掲示物において、ご利用者様の映像、写真を使用させていただく場合がございます。

※写真を掲載させていただく際には利用者様・ご家族様の氏名が特定されないように配慮いたします。

ホームページ、パンフレット、社内研修、掲示物での写真使用について

(　　同意します　　・　　同意しません　　)

私は、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日　　令和　　年　　月　　日

（事業者）

住　所　　秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢 17-4

事 業 者 名　　有限会社　たんぽぽプラザ　　印

代 表 者 名　　代表取締役　　渡部　務

説　明　者　　生活相談員　　柳橋欣弥　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、これを受領しました。

同意日　　令和　　年　　月　　日

（利用者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（利用者の家族）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印